

審査基準

基準の名称	県文化財指定基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
文化財の保護に関する条例	18-1	県指定有形文化財の現状変更等の許可
基準の内容		
<p>1 美術工芸品</p> <p>(1) 現状変更等が指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となるおそれがあると認められるか否か。</p> <p>(2) 現状変更等が歴史的、芸術的、学術的等あらゆる角度から見て妥当であると認められるか否か。</p> <p>2 建造物</p> <p>現状変更等が当該指定建造物の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。</p>		